

抗議文

平成12年10月18日

全国青年税理士連盟
会長 芥川 賢一
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話 03-33354141

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行っています。

さて、貴社の平成12年9月13日の夕刊に掲載されました「ファインダー」の記事の中で事実には反した内容があり、指摘すると共に強く抗議します。尚、記事の内容の事実関係を調査し訂正記事の掲載を求めます。

税理士の数は6万人で、その資格取得の内訳は「税理士試験に合格した者」が4割程度であり、6割の税理士については「試験科目の免除」規定により、大学院の学位により税理士試験を免除されるいわゆるダブルマスターや、税務官公署の一定期間の事務経験により税理士試験を免除等で占めています。

記事の中に「……税理士会は税理士の増加させるのを嫌がってか、この特典の縮小・削減の運動をしている。」がありますが「試験合格者」より「試験免除者等」の方が多いたのは、資格取得の公平に問題があります。

当連盟ではかねてより、税理士の資格取得は試験制度による一本化を主張しており、また、昨年7月に行政改革推進本部・規制改革委員会より公表された「規制改革に関する論点公開」におきましても、公的な業務独占資格について「資格取得の要件が試験合格を要件としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるものについては、廃止を含めその在り方を検討する。」との指摘もありません。

大学院は、学問研究の場であり、資格取得養成機関ではありません。修士論文を金銭で売買するという事実がホームページ(アクセス数11万件数)に掲載されており、資格取得の特典は、本来学問を習得する大学院生には必要ありません。

資格取得は税理士制度の入り口の問題であり、また制度の根幹をなす問題でもあり、「税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う」ため、公平の資格取得の試験制度は、必要です。